

1. 件名:「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談」

2. 日時: 令和2年3月13日(金) 17:00～19:00

3. 場所: 原子力規制庁9階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

来住管理官補佐、本多安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 保安管理部施設安全課 マネージャー 他11名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所(以下「原子力機構」という。)から、令和元年7月31日付け(令和2年1月17日付け一部補正)で提出のあった核燃料物質使用変更許可申請書について、原子力規制庁より主に以下の点を指摘した。

- ホットラボ、バックエンド研究施設及び第4研究棟における核燃料物質の貯蔵について、どのような手段で核燃料物質の閉じ込めを担保しているのかが不明瞭であるため、その内容を説明すること。
- ホットラボ、バックエンド研究施設及び第4研究棟における核燃料物質の貯蔵施設は、変更後においても十分な容量を有していることの根拠が不明瞭のため、その内容を定量的に説明すること。
- バックエンド研究施設で使用目的を追加する「アクチノイド化学に関する研究開発」について、核燃料物質の使用に関する線量評価結果が確認できないことから、その内容について説明すること。
- ひとつの申請書において「デブリ模擬体」を表す用語が施設によって異なることから統一すること。
- バックエンド研究施設、放射性廃棄物処分場、第4研究棟、STACY 施設及び TRACY 施設並びに NSRR において、各施設の一部廃止に関する記載があるが、廃止の定義が不明瞭。今回の申請で廃止する際に具体的に想定している作業を明確すること。また、施設を解体する場合は、解体撤去する際の解体方法、汚染除去の方法等の解体撤去に当たっての安全対策の方針を説明すること。
- 第4研究棟の他、設備の解体撤去で発生した固体廃棄物を放射性廃棄物処分場へ搬出するに当たり、放射性廃棄物処分場が固体廃棄物を受け入れるに十分な容量を有していることを定量的に説明すること。
- NSRR 及び保障措置技術開発試験室施設において、設備の解体撤去で発生した金属容器に収納できない固体廃棄物に対する核燃料物質の飛散防止対策を説

明すること。

(2)原子力機構からは、指摘に対しては、補正申請の提出でもって対応する旨の発言があった。

6. 配布資料
なし